市議会6月定例会

市議会六月定例会は、六月十七日に招集され、七月二日までの十六日間の会期で審議が行われました。

主な議決事件は、次のとおりです。

市長の行政報告の概要

市議会6月定例会において行政報告をする石井市長

私は、五月十六日から二十九日まで、新発田市長や北蒲原郡の町村長と共に、中国を視察してきました。視察地は香港、広州、鄭州、洛陽、安陽、林県、北京です。視察記を書いて、市民のみなさんにお知らせすればよいのですが、今はできず、希望者があれば視察報告会を開きたいと思います。なお、豊栄広報に中国歌紀行を記してあります。

建設業者に対する工事指名停止の問題ですが、死亡事故を起こした建設業者に対し、次のとおり、工事の指名停止を行いました。

○佐藤建設株式会社
三月三十一日から四十日間

○株式会社加賀田組
三月三十一日から三十日間

○株式会社小林組
三月三十一日から二十日間

次に火災ですが、昨年一年間に、市内で発生した火災は十六件であり、少ない年でありました。ところが、ことしは既に十八件も発生しています。特に、今までなかったはしご車を使ったビル火災が起きています。火災予防には、特段の努力を要するものであります。

次は、早通南団地で発生した火災避難訓練中の事故であります。去る六月八日、早通南自治会の計画に消防署が協力して避難訓練を実施したところ、県営住宅の十二号棟において、参加した十二人が発煙筒の煙により中毒症状となりました。被害者は、十一人が医師の治療を受け、うち一人が二日間、一人が七日間入院しました。県消防防災課によりますと、全国的事例もあるとのことですので、十分な調査を行い、医学的、科学的見地から究明すべきものと考えます。市の見舞金条例にてらし、自治会を通じて、何らかの見舞いをと考えております。

ことしは、新町建設二十五周年、市制施行十周年であり、その記念行事を計画します。

五十五年度の公共事業の見込み（別記事）が出ましたのでお知らせします。

次に、福島潟、新井郷川しゅんせつの陳情です。六月九日建設省河川局井上治水課長が、胡桃山排水機工事及び福島潟放水路計画の現場視察に来市しました。その際、陳情書を提出し、特に、今回から福島潟、新井郷川のしゅんせつを陳情項目に加え、国、県一体となり推進すべきものと考え、お願いしました。

市役所庁舎等の建設計画は現在、建設計画審議会で継続審議中です。

今年度の保育所の措置状況は、次のとおりです。

入所申請者数 一、九九五人
要措置数 一、九八五人
措置済数 一、九五三人
未措置数 四二人
うち入所基準に該当しなかった数 一〇人
申請取り下げ数 九人
希望園定員超過のための未措置数 二三人

次は、水田利用再編対策状況ですが、転作目標に対し、現在のところ、実施率はかんばしくありません。至急対策を要しなければなりません。

最後は、葛塚小学校の移築計画です。葛塚小学校は、明年から移転建築に入りますが、現在の上土地亀小学校の学区をどうするか、まだ方針が決まっていません。そこで、その方針を早急に決定し、移築計画は、九月定例会に承認を得たいと思っています。

“市民の願い”を積み立て
建設基金 振興基金 条例を制定

市は、市議会六月定例会において「豊栄市建設基金条例」と「豊栄市振興基金条例」を提案し、可決されました。

建設基金条例は、施設の建設の資金に充てるため制定するもので、市役所庁舎建設資金、総合体育館建設資金、その他施設の建設資金の三本柱となっています。

積み立ては、毎年度、基金として積み立てる額を予算で定め、一般会計からの繰入金及び寄付金を充てるものです。

なお、この条例の施行によって、従来の豊栄市庁舎分館建設基金条例は廃止されます。

振興基金条例は、市行政の振興に寄与することを目的に寄付された資金等を、市の産業、教育、文化及びスポーツの振興奨励並びに福祉の向上その他市行政振興の経費に充てるため設置されるものです。

資金の種類は、産業振興資金、教育振興資金、社会福祉資金、その他の行政振興資金となっています。積み立ては毎年度、基金として積み立てる額を予算で定め、一般会計からの繰入金や指定寄付金を充てることになります。

この条例設置により、これまでの豊栄市社会福祉基金条例と豊栄市教育振興基金条例は、廃止されますが、今まで、個人や団体、あるいは遺族から寄せられた寄付金は、この基金に積み立てられ、その趣旨が生かされるものです。

一般会計補正予算（第二号）

一般会計予算は、一億三百三十九万二千円を追加し、歳入歳出それぞれ六十七億八百十二万一千円になりました。

歳入

地方交付税は、特別交付税を二千四十二万円追加しました。

交通安全対策特別交付金は百十四万一千円減額しました。

国庫支出金は、九百五万六千円の減です。

県支出金は、六百八十九万円の追加となり、その主な内訳は、早通児童館施設整備費県補助金が五百九十四万円、地域農政整備事業営農集団活動促進費県補助金五十万円などです。

寄付金は、宅地開発整備協力寄付金二百八十七万四千円、教育振興基金寄付金五十万円、合計三百三十七万四千円を追加しました。

繰入金は、財政調整基金繰入金として、一億円を計上しました。

市債は、一千八百十万円の減額で、内容は、児童福祉施設建設事業債が四百八十万円の減、都市計画事業債が一千九百五十万円の減、消防施設整備事業債が六百二十万円の追加となっています。

歳出（百万円以上の主なもの）

議会費——議員報酬改定に伴う不足見込額として、五百四十四万五千円を追加しました。

総務費——旧長浦出張所および旧早通小学校体育館解体委託料として二百七十四万五千円増やしました。

民生費——早通地区老人憩の家し尿処理施設整備費負担金に一千二百万円、老人憩の家用マイクロバス購入負担金に百万円、それぞれ計上しました。また、つくし保育園暖房用ボイラーおよび園舎補修工事費補助金に二百三十二万八千円、市社会福祉協議会児童館整備負担金に百十万円をあてます。児童福祉施設建設費としては、早通児童館建築設計委託料不足見込額に百万円を追加し、二葉保育園外柵付帯工事不足見込額、早通児童館建設費不足見込額一千二百五十九万円を追加しました。

農林水産業費——転作推進農業団体事務委託料に百万円、転作奨励補助金に九百二十七万円、転作特定作物種苗費補助金に二百八十二万円を、各々計上しました。

土木費——道路新設改良費として三百五十万円、木崎尾山線用地買収費不足見込額として四千百三十万円を追加しました。都市下水路補修工事費等不足見込額百九十三万円を計上しましたが、公共事業の抑制のため町浦川、嘉山両下水路工事不用見込額として六千九百四十万円を減額しました。

消防費——防火水槽給水引込工事費不足見込額三百七十二万一千円を追加し、消火栓新設工事負担金二百五十万円を計上しました。

教育費——笹山小学校校舎、早通南小学校体育館の建築工事費として、三千五百万円を追加しました。このほか、各小学校の補修工事費に一千万円、各中学校の補修工事費に一千万円を計上しました。

水道事業会計補正予算（第一号）

収益的収支の収入においては、三千七百七十一万八千円を追加し、総額は、七億六千八百五十四万九千円になりました。

また、支出では、二千四百七十六万三千円追加し、総額は七億五千五百五十九万四千円です。

収入の主なものは、九月（八月検針分）からの料金改定による給水収益の追加二千五百万円などが、支出では電力料金の改定に伴う電力費の追加一千七百四万七千円などがあります。

資本的収支の収入においては一億四千七十八万六千円を追加し、総額は八億五千九百八万七千円となり、支出では二億四千八十万二千円を追加し、総額は九億七千五百七十三万五千円となります。

収入の主なものは、駅裏団地配水管布設工事に充当する寄付金一億三千万円。支出の主なものは、収入で計上した寄付金で実施する、駅裏団地の配水管工事費や内島見配水場築造工事費の不足見込額一億円の追加などです。

なお、資本的収支の赤字一億一千六百六十四万八千円は当年度の損益勘定留保資金のほか、繰越利益剰余金を処分し、補てんするものです。

建設が進む内島見配水場

国保税を改正
課税限度額を24万円に

条例改正の主な点は、次のとおりです。

○地方税法の改正により、課税限度額が、従来の二十二万円から二十四万円に引き上げられました。

○五十五年度税額を五十四年度と同額に抑え、増収見込み分の税率を引き下げました。

所得割額「百分の五」を「百分の四・九五」に改正、資産割額「百分の三六」を「百分の三二」に改正

○低所得者層の税の軽減を拡大するため、軽減額を引き上げました。

これらの改正によって、医療費の自然増による不足分、または医療費の改正があった場合の不足分は、準備基金等の剰余金で補うことになります。

地域汚水処理施設の使用料を改正

地域汚水処理施設管理条例の一部改正条例が可決され、使用料の額が改正されました。改正された点は、事業に起因する汚水（営業用汚水等）の使用料で、その内容は、次のとおりです。

（七月一日改正）

区分	汚水の排除量（一月当り）	使用料（月額）
基本料金	二〇立方メートルまで	一、二〇〇円
超過料金（一立方メートル当り）	二〇立方メートルを超え四〇立方メートルまで	七〇円
	四〇立方メートルを超え七〇立方メートルまで	一〇〇円
	七〇立方メートルを超え一二〇立方メートルまで	一三〇円
	一二〇立方メートルを超える分	一六〇円